木曽圏域(木曽福島・上松都市計画)都市計画区域の整備、開発及び保 全の方針の変更について

> 令和5年(2023年)3月27日提出 長野県都市計画審議会長

> > 4 都第436号 令和 5 年(2023年) 3 月13日

長野県都市計画審議会長 様

長 野 県 知 事

木曽圏域(木曽福島・上松都市計画)都市計画区域の整備、開発及び保 全の方針の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

木 曽 圏 域

木曽福島都市計画(木曽町) 上松都市計画(上松町)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

(案)

令和5年3月

長 野 県

計画書目次

	頁
はじめに	1
1. 都市計画の目標	1
(1) 都市計画区域の範囲と目標年次	1
① 都市計画区域の範囲	1
② 目標年次	1
(2) 都市づくりの基本理念	1
(3) 都市づくりの目標	2
① 隣接圏域との結びつきを活かしつつ、生き生きとした活動を支えるまちづくり	2
② 森林・林業、木材加工業の復興に向けた基盤施設の維持、充実	3
③ 木曽御嶽山や中央アルプスへと続く豊かな山林地帯の保全と集落のコミュニティの維持	3
④ 災害に強いしなやかな圏域の形成	3
⑤ 生活・産業・観光を支える交通体系の強化	3
(4) 圏域構造と地域毎の市街地像	4
① 拠点	4
② 軸	4
③ 土地利用構成	5
2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	7
(1) 区域区分の決定の有無	7
① 県下同一基準による定量的な評価	7
② 地域特性を考慮した区域区分の検討	7
③ 区域区分の決定の有無の判断	7
(2) 区域区分の方針	8
おおむねの人口	8
3. 主要な都市計画の決定の方針	9
(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	9
① 主要用途の配置の方針	9
② 市街地の土地利用の方針	9
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	11
① 交通施設の都市計画の決定の方針	11
② 下水道等及び河川の都市計画の整備の方針	11
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	14
(3) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	15
① 基本方針	15
② 主要な緑地の配置の方針	16
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針	16

木曽圏域(木曽福島、上松都市計画)都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する

はじめに

長野県都市計画ビジョン(平成31年3月)改訂では、広域的な連携を図るため生活圏(10圏域)の計画性を重視し、同一圏域内で都市間相互の連携強化と調整を図り、整合性のとれた都市づくりを目指すこととしている。

木曽圏域においては、複数の都市計画区域(2区域・2町)を有するが、広域的観点から隣接・近接する都市計画区域の現況及び今後の見通しを勘案し、広域的課題の調整が図られるよう、圏域単位とする都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に変更する。

1. 都市計画の目標

木曽圏域は、東は中央アルプス、西は御嶽山系に挟まれ、木曽川、奈良井川の源流域とし、森林に囲まれた豊かな自然環境のもと、旧中山道宿場町として発展した宿場町独自の歴史的、文化的な資源が残されているほか、温泉や別荘地など滞在型の施設も多く点在しているため、豊かな森林や歴史・文化資源を守りつつ、生活に必要な基盤施設整備を推進する必要がある。

本計画は、このような圏域の特徴を考慮し、都市づくりに対する合意形成の促進を図るため、木 曽福島都市計画区域、上松都市計画区域を中心に構成される木曽圏域を対象として、県が広域的見 地から、関係する町や住民の意向を反映しながら、各区域における歴史や文化、地域特性といった 個性を生かし各地域の役割や連携が図られるよう都市計画の目標とその実現に向けた基本的な方針 を示すものである。

なお、市街化などの進展や生活圏としての一体性の観点から、その状況に応じて、都市計画区域 の指定要件を勘案しながら新たに都市計画区域の指定などを検討する。

(1) 都市計画区域の範囲と目標年次

① 都市計画区域の範囲

都市計画区域の名称	対象範囲	
木曽福島都市計画区域	木曽町の一部	
上松都市計画区域	上松町の一部	

② 目標年次

都市計画の基本的な方向 : 令和22年

都市施設などの整備目標 : 令和12年(中間年 令和7年)

(2) 都市づくりの基本理念

水・緑・人、うるおい、やすらぎ、にぎわいを演出する みどりの交流・創造フィールド

~活力あふれる源流域の郷づくり~

本圏域は、東は中央アルプス、西は御嶽山系に挟まれ、木曽川、奈良井川の源流域とし、森林に囲まれた自然豊かな圏域である。木曽川はその豊かな森林・自然環境を維持・保全・創出するだけではなく、観光地としても活用されている木曽圏域を代表する自然資源であり、農工業や生活用水としても活用されている。また、旧中山道宿場町として発展した本圏域は、宿場町等独自の歴史的、文化的な資源も残されている。

本圏域での生活の大きな魅力は、温泉、森林、川等の自然と歴史、文化、街並み等の人工的な集積とが調和していることである。今後も、長年培われてきた"人と山との関わり"を継承しつつ、次代に向けた美しく、豊かな森林資源を守り続け、四季折々の移ろいの中で生活感を感じる市街地環境づくりを進めることが重要である。特に、木曽圏域では拠点として位置づけられる木曽福島でさえ、"都市"というよりむしろ、"郷"としての雰囲気と情緒を醸し出している。そこで、これからの圏域における都市づくりにおいても、生活に必要な基盤施設整備は推進する必要があるが、大規模な開発整備や自然地の改変等は控えるべきであり、住民が地域や生活を肌で感じ、日々の生活の中での木曽の生活を満喫できるようにすることが必要である。

本圏域での観光は御嶽山や温泉地、宿場町等様々な要素を持ち合わせ、多彩な観光客を引きつけてきた。近年では、日帰り型の利用が主となりつつあるが、スキー、別荘地等滞在型の保養施設も多く点在している。また、森林資源の育成に係わる都市住民との交流も活発化しており、都市住民の自然志向の高まりと圏域における森林保全のための後継者不足等が相互に補完し合う形となって、活動が進められている。そこで、圏域の生活の質の向上や、回遊性の向上、交流の機会拡大、産業の振興等の多彩な活動を道路、鉄道、情報網、メディアなどの多様な手段で利用することにより、木曽圏域の"郷"としての魅力を広域的・全国的にPRでき、交流が一層拡大することが期待される。

今後、人口減少下においても、住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らし続けられるよう、悠久の大自然と森林(もり)が育む文化と歴史を守りつつ、これまで取り組んできた広域連携や都市計画等の取組の蓄積を土台にして、生活及び経済活動基盤の維持、確保を図りながら、様々なニーズ、リスク等の変化に対応できる柔軟性を備えたまちづくりを進めることにより、圏域住民の生活の豊かさが実現されるとともに、新しい時代に向け一人ひとりの命を大切にし、だれもが住み続けたい、住んでみたい、帰りたくなるような移住及び定住先として魅力ある地域となることが期待される。

(3) 都市づくりの目標

① 隣接圏域との結びつきを活かしつつ、生き生きとした活動を支えるまちづくり

本圏域は、山間部の木曽川を中心とした限られた土地に旧中山道、一般国道 19 号、JR 中央本線が整備され、その周辺に市街地が形成されている。その中で、特に木曽福島駅や上松駅周辺を中心に商業、業務、医療、福祉、観光、行政等、圏域の中心的な役割を担う都市機能が集積しており、その機能の維持、充実を図る。また、中山道や木曽十一宿に代表される観光資源が豊富に点在しており、宿場町の面影を残す伝統的な建物や街並みの保全・活用を図る。

さらに、一般国道 19 号と JR 中央本線が南北に縦断、一般国道 361 号や一般国道 256 号が東西に横断していることから、日常生活において、それぞれ松本圏域や名古屋方面、上伊那圏域や飛騨方面との結びつきが強い圏域であると言える。圏域全体の人口は、県全体に比べて高い水準で少子高齢化が進む見込みであり、持続可能なまちづくりの実現にむけて、それぞれの拠点の都市機能を維持、充実を図るとともに、圏域外との交通アクセスの利便性の向上、拠点とその周辺地域を結ぶ公共交通及び道路交通のネットワークを維持、強化する。

② 森林・林業、木材加工業の復興に向けた基盤施設の維持、充実

本圏域は、面積の大部分を森林が占め、木曽ヒノキなどの全国に誇る優良な木材の産地として、森林や林業・木材加工業の復興に取り組んでいる。森林や林業・木工関係教育機関等の集積を活かして、人材の育成と定着、林業振興等を行い、これらと連携して、工場の操業や物流を支える基盤施設の維持、充実を図るとともに、圏域内の雇用を確保するための産業の育成に向けて、必要となる都市機能の誘導を図る。

③ 木曽御嶽山や中央アルプスへと続く豊かな山林地帯の保全と集落のコミュニティの維持

本圏域は、木曽御嶽山や中央アルプスへと続く急峻な山林地帯に囲まれるとともに、圏域を南北方向に流れる木曽川等、豊かな自然環境、優れた自然景観を形成しており、これらの自然環境について生物多様性、土砂災害防止、快適環境形成等の多面的機能の保全を図る。

市街地の周辺に広がる優良農地を保全するとともに、集落地では安全で快適な生活環境を形成し、コミュニティの維持を図る。

本圏域では、世界に通用する「木曽ブランド」の再構築を目指して観光地域づくりの取組を進めており、これらと連携を図りながら、一般国道 19 号や JR 沿線、木曽川沿いなどの眺望景観の整備を進める。また、山並みの眺望や、それぞれの地域で培われた歴史、文化に配慮した市街地や集落の景観の保全、育成を図るとともに、市町村の連携により、複数の行政区域にわたる広域的な景観の形成を図る。

④ 災害に強いしなやかな圏域の形成

本圏域では、広く分布する斜面地における土砂災害、木曽川等の沿川地域における洪水等の災害の恐れがあり、既成市街地やまとまった集落では、居住の集約を図る場として、インフラの整備の他、災害のリスクや避難に関する周知や貯留施設の普及等の流域治水プロジェクト、長野県流域治水推進計画を推進することにより、災害に強い市街地を目指す。また、御嶽山噴火災害や豪雨による土砂災害など大きな被害が生じており、災害時の対応や代替道路の確保など被害が発生した後の復旧・復興等の回復力を高めるとともに、防災、減災機能など多様な効果が期待できるグリーンインフラの導入を積極的に検討し、災害に強くしなやかな圏域を形成する。

⑤ 生活・産業・観光を支える交通体系の強化

本圏域の広域交通を担う道路ネットワークに関して、既存の道路はその機能の維持、改善を図る。災害時の物資等輸送、観光周遊、交通結節点へのアクセス性の改善等の観点から必要な路線については、着実な整備に向けた取り組みを進めていく。特に、生活路線や観光誘客、災害時の迂回路等多くの機能をもつ木曽川右岸道路やリニア中央新幹線の開通を見据えた一般国道 361 号伊那木曽連絡道路(姥神峠道路(延伸))の整備を推進していく。

また、交通渋滞の緩和や環境負荷低減のため、JR 中央本線及びバスの利便性を高める。また、 生活や通院、観光二次交通として欠かせない地域公共バスの広域運行化や利便性の向上等を推進 する。

(4) 圏域構造と地域毎の市街地像

本圏域では、次に示す圏域構造の実現に向けた都市づくりを進める。圏域構造は、拠点、軸、土地利用構成で構成することとする。

① 拠点

a. 都市拠点

木曽街道(中山道)の宿場町としての歴史を持つ、木曽地域の中心地域の1つであり、圏域拠点を補完し、圏域内の2町の都市活動を支える商業、業務、交通等の都市機能を維持・充実する都市拠点として、次のエリアを位置づける。

木曽福島駅周辺

b. 地域拠点

都市拠点ほどの都市機能の集積を有しないものの、鉄道駅の周辺であり、都市拠点を補完し、 主に町内の日常生活を支える生活サービス機能を維持・充実する地域拠点として、次のエリアを 位置づける。

上松駅周辺

(参 考)

■ 拠点の選定

市町村に存在する駅又は役場の徒歩圏(半径 800m)を単位として、全産業従業者数、年間小売販売額、医療機関(歯科等を除く)の集計から、圏域内の各指標平均値を算出し、上位となる箇所から、圏域拠点(最上位の市町村)、都市拠点、地域拠点の配置箇所を選定した。

なお、都市計画区域が指定されている市町村のうち、拠点が1つも設定されない市町村は、該当する都市計画区域マスタープランにおける最上位の拠点を地域拠点とした。

2軸

a. 広域交流軸

圏域外と圏域内を結ぶ広域の交通を担う広域交流軸として、以下の鉄道、高規格道路、一般広域道路を位置づける。

鉄道 : JR中央本線

高規格道路 : 伊那木曽連絡道路 一般広域道路: 一般国道 19 号

(道路:長野県広域道路交通計画(令和3年3月)広域道路ネットワーク計画の路線)

b. 地域連携軸

広域交流軸を補完し、主に圏域内の各市町村を結ぶ交通を担う地域連携軸として、以下の道路 を位置づける。

その他主要な道路:木曽川右岸道路、一般国道 256 号、361 号

(道路:長野県広域道路交通計画(令和3年3月)広域道路ネットワーク計画の路線)

③ 土地利用構成

a. 商業業務系ゾーン

圏域や都市の中心となる商業・業務地、近隣に位置する商業・業務地、沿道の商業地、観光商業地等、商業・業務機能を維持、形成する区域を商業業務系ゾーンとし、木曽福島駅周辺や上松駅周辺をはじめとした商業系用途地域を位置づける。

b. 工業流通系ゾーン

物流を担う道路網の配置等を考慮したうえで、地場産業を含む工業又は流通機能の維持、誘導を図る区域を工業流通系ゾーンとし、既存の工業団地や一般国道 19 号等の沿道に形成された工業地をはじめとした工業系用途地域を位置づける。

c. 住宅系ゾーン

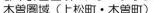
住宅地として利便性、快適性等の保全、形成を図る区域を住宅系ゾーンとし、商業業務系ゾーンの周辺、一般国道 19 号等の沿道をはじめとした住居系用途地域を位置づける。

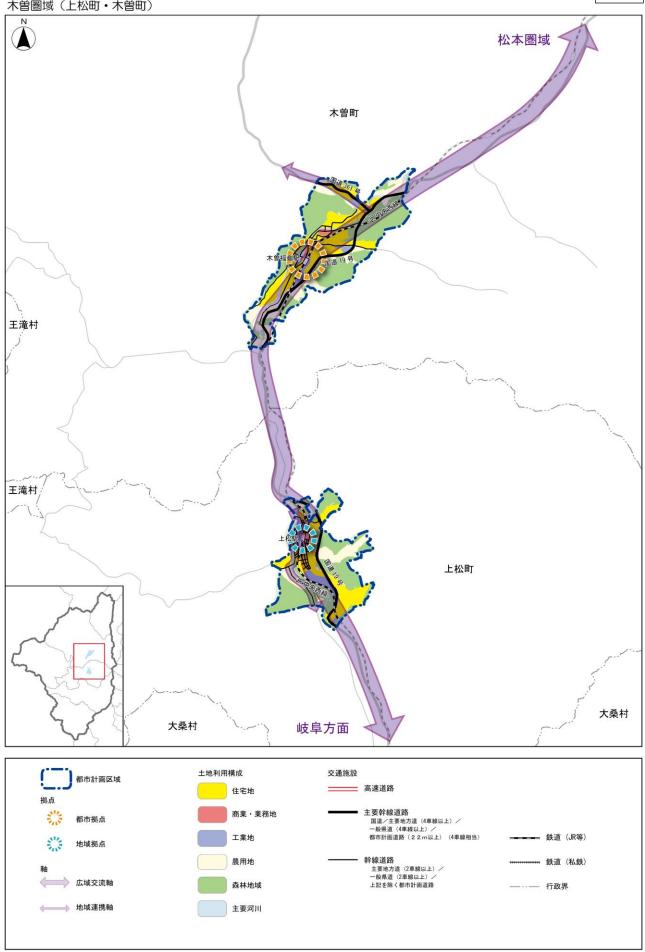
d. ふるさとの農用地

優良農地の保全や営農基盤の計画的な維持管理等により、持続可能な営農環境を維持するとと もに、集落地の利便性、快適性等の維持、向上を図る区域をふるさとの農用地とし、市街地の周 辺から山裾にまとまって分布する農業地域を位置づける。

e. 自然と共生するゾーン

圏域の骨格を形成する豊かな自然環境を有する山地、丘陵地等として保全を図るとともに、山間の集落地の利便性、快適性の維持、向上を図る区域を、自然と共生するゾーンとし、市街地を取り囲む森林地域を位置づける。





2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

都市計画区域	区域区分の決定の有無
木曽福島	区域区分を定めない 今後、他の法令との適切な連携のもとで、各種都市計画手法、建築基準法に
上松	基づく制度の活用等により、計画的な土地利用の実現を前提として、当面、 区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めないとした根拠は次のとおりである。

① 県下同一基準による定量的な評価

県では、人口の動向、土地利用の状況等に着目し、県下同一基準に基づいて、各都市計画区域における区域区分の必要性を評価した。その概要は以下のとおりである。

【木曽福島都市計画区域】【上松都市計画区域】

- ・人口推移は、用途地域内の人口増加率が用途地域外を上回っており、さらには、用途地域外の 農地転用率は県平均以下であることから、市街地外への宅地の拡散抑制の必要性が低い。
- ・行政区域人口は 10 万人未満で都市の集積性が低く、人口の増加率は全体として減少傾向にあり、第2次・3次産業の従業員数の伸び率も県平均値を下回っていることから、市街地が拡大していく可能性が低い。
- ・市街地の道路面積は、住宅地として望ましい標準的な目安を下回っており、さらには、市街地内の都市的土地利用率も県平均を下回っているため、計画的な市街地整備の必要性が高い。 以上のことから、定量的な評価による区域区分の必要性は低いと判断した。

② 地域特性を考慮した区域区分の検討

【木曽福島都市計画区域】【上松都市計画区域】

木曽福島都市計画区域、上松都市計画区域の市街地外のうち、ほとんどが「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域に指定され、そのうち、まとまりのある優良農地は農用地区域に指定されている。その他、地域森林計画対象森林、保安林が「森林法」により定められている。

また、市街地における空き家等の利活用の推進や、知事認定による景観育成住民協定地区など、地域の自主的な取り組みが行われている。

さらに、都市計画制度による土地利用の規制、誘導を進め、用途地域を市街地整備の中心として位置づけ、土地利用の区分を明確にしながら、計画的な土地利用を推進している。

これらの制度の運用により、用途地域外の良好な農地や豊かな山林が維持・保全され、自然、 田園、都市、人の共生が図られている。

今後もこのような方策を継続し、周辺環境と調和したまちづくりを進める方針であり、急激かつ無秩序な市街化は進展しないものと考えられる。

③ 区域区分の決定の有無の判断

【木曽福島都市計画区域】【上松都市計画区域】

木曽福島都市計画区域、上松都市計画区域は、①で区域区分の必要性が低いと判断され、②に

示す地域特性も踏まえ、区域区分以外の各種都市計画手法の適用を前提として区域区分は行わないこととする。

当面は区域区分制度以外の都市計画手法による土地利用規制・誘導を進め、必要な都市基盤の整備、充実を図るとともに、優良農地や農村環境の保全等の周辺環境と調和した計画的な土地利用を図る。並行して、将来の人口や、都市活動の動向を見据えつつ、圏域単位又は適切な範囲において、広域での都市づくりの目標の実現に向けて都市計画制度の運用の方向性や、関連施策との連携について検討していく。

(参考)

■「区域区分」とは

「区域区分」とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を、優先的、計画的に市街化を図る「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」とに区分することで、一般に「線引き」と言われている。

■「区域区分」を「定める」か「定めない」かは、県が判断

平成12年5月の改正以前の都市計画法では、「区域区分」をするか、しないかは国が法律によって定め、当分の間、一定の条件を満たす都市計画区域を対象として、限定的に実施されてきた。しかし、高度成長期の「都市化社会」から安定・成熟した「都市型社会」への移行等の、近年の社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、平成12年5月の都市計画法の改正により、「区域区分」については、広域的観点から県が、地域の状況に応じて区域毎に判断することとなった。

(2) 区域区分の方針

前項で記述のとおり、本圏域の都市計画区域では区域区分は行わないため、本項目に対する 記述は要しないが、本圏域の都市づくりの目標の実現に向け、今後の人口について以下のとお り参考表記する。

おおむねの人口

本圏域の都市計画区域におけるおおむねの将来人口を次のとおり想定する。

都市計画区域	平成27年 (基準年)	令和7年 (中間年)	令和12年 (目標年)
木曽福島	5.1千人	おおむね 4.5千人	おおむね 4.5千人
上松	3.3千人	おおむね 3.0千人	おおむね 2.8千人
圏域計	8.4千人	おおむね 7.5千人	おおむね 7.3千人

⁽注) 平成27年(基準年)の都市計画区域内人口は「都市計画基礎調査」又は「国勢調査」による 統計値。令和7年及び令和12年欄の都市計画区域内人口は、国立社会保障・人口問題研究所の 推計による行政区域将来人口から、回帰式による都市計画区域外人口を減じて算定。

3. 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

都市計画の決定に当たっては市町村の土地利用計画等を尊重し、以下の通り決定する。

① 主要用途の配置の方針

a. 商業業務系ゾーン

商業業務系ゾーンは、圏域構造に位置づけた拠点及び軸を中心に以下のとおりに配置する。 都市拠点に位置づけた、木曽福島駅周辺は、本圏域の中心的な商業業務地としての役割を担う ため、面的な整備と道路等の都市基盤の整備充実に努め、適正な市街化の誘導を図る。また、こ

ため、面的な整備と退路等の都市基盤の整備充実に努め、適正な市街化の誘導を図る。また、この地域には歴史、文化的な施設が集積しており、歩いて感じるまちの観光拠点として、地域の資源を活かした活気や賑わいなどの都市の魅力向上に向けた市街地整備を図る。

地域拠点に位置づけた、上松駅周辺は、主に都市内の日常的な利便性を有する商業地として、 生活に必要な商業業務機能を維持、充実する。

b. 工業流通系ゾーン

工業流通系ゾーンは、主に木曽福島駅及び上松駅周辺、一般国道 19 号の沿道等に配置する。 木曽福島駅南側等の既存工業集積地は、今後も引き続き、製造業、サービス業等の既存の工場・ 事業所の維持を図る。居住環境と隣接する場合は、環境保全に配慮した土地利用や施設配置に留 意するなどし、周辺環境との調和を図る。

c. 住宅系ゾーン

JR中央本線の沿線を中心に広がる住宅系ゾーンは、周囲の自然環境、歴史的、伝統的な町並みに調和する落ち着いた安らぎのある生活環境の保全・形成を図り、空き家や公共用地、農地以外の未利用地・低利用地を宅地化するなどの有効活用により、市街地への住宅の集積を図る。若者の定住や、U・Iターンを促進するため、情報提供等により空き家の有効活用を図り、定住促進住宅整備事業等を推進し、良好な居住環境の形成を図る。

② 市街地の土地利用の方針

a. 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

用途地域内では企業移転や廃業等があり、今後の産業構造や社会情勢の変化に対応できる産業振興と合理的な土地の活用を図るため、必要に応じて用途転換や用途複合化等の用途地域の見直しを行う。

b. 居住環境の改善又は維持に関する方針

本圏域は、地形的な特徴と歴史的な背景から用途地域内に木造建築物が密集している。これらの木造建築物について、歴史ある街並み景観と調和しながら、過去の大火から防災上の観点を踏まえ、都市施設の整備や木造老朽住宅をはじめとする建築物等の耐震化・不燃化等を進める。

c. 優良な農地との健全な調和に関する方針

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域制度、「農地法」に基づく農地転用 許可制度の適切な運用及び「長野県農業振興地域整備基本方針」に基づく取組を通じ、集団的 な農地や、収益性の高い農地、基盤整備が実施された農地等を確保する。 農用地区域以外の農地については、まとまりのある農地は優良農地として保全しつつ、開発は土地交換や荒廃農地の利用斡旋等により、優良農地の減少を抑制する。

d. 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

土砂災害から住民の生命を守るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害のおそれのある区域について、危険周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。また、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地崩壊防止法により、指定された区域内においては、土地の形質変更等、土砂災害を誘発する行為を制限する。

河川の洪水等による水害に対する安全を確保するため、立地適正化計画の防災指針や開発許可制度などにより浸水想定区域等における新たな市街化を抑制するとともに、災害リスクの低いエリアへの居住誘導を検討する。

e. 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本圏域では、豊かな森林・河川等の自然資源が良好な景観を生み出しており、標高差 2,400m に及ぶ地形と森林や渓流は、生物にとっても貴重な自然資源であることから、「生物多様性ながの県戦略」に基づき、生物多様性に配慮した自然環境の保全を行う。併せて、里地里山の保全、長野県景観条例や長野県屋外広告物条例等の活用による良好な景観の維持、保全を推進する。

自然資源の活用に際しても、生物多様性の保全に十分配慮したものとし、自然と農林水産業との共生を目指す。

f. 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

近年の社会情勢に伴う土地利用の変化や将来の市街地像、災害リスクを勘案し、地域の土地利用状況に応じた土地利用規制や建築形態規制を行う。また、空き家・空き地などの低未利用地を有効活用しながら、市街地への移住・定住を推進するとともに、歴史ある街並み景観に調和した形態、規模の誘導に向けた都市計画手法等を検討する。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a. 基本方針

ア. 交通体系の整備の方針

本圏域では、都市計画の目標に掲げた圏域間を結ぶ広域交流軸及び圏域内の都市間を結ぶ地域連携軸、その他主要幹線道路や幹線道路等の整備を推進することで、交通ネットワークの強化を図るものとする。

また、鉄道やバス等の公共交通機関の維持・充実を図るとともに、徒歩・自転車の利用環境の整備や駐車場等の適正な配置を推進することにより、車への過度な依存からの脱却に取り組み、良好な都市環境の形成を図るものとする。

これら交通体系の連携強化により、木曽福島駅周辺の都市拠点等を中心に、歩いて暮らせるまちづくりや観光まちづくりの実現を目指す。

イ. 整備水準の目標

本圏域の都市計画道路は、23路線、約15kmが都市計画決定されており、令和4年3月末現在、改良済延長9.5km、概成済延長4.7km、計14.2km(計画延長に対し93.1%)の整備が行われている。今後は、必要に応じて都市計画道路の見直しを行い、計画的な道路の配置と整備を推進するとともに、道路環境の維持・充実を図る。

b. 主要な施設の配置の方針

ア. 道路

長野県広域道路交通計画における広域道路ネットワーク計画の路線の他、主に圏域内の交通を担う道路として、2車線以上の主要地方道等を幹線道路に位置づける。

イ. 公共交通

JR中央本線の利用促進を図るとともに、交通結節機能の維持、強化を図る。

市町村を主体に関係機関との連携のもと、路線バスの維持やコミュニティバスの充実等による安心・安全な地域公共交通の確保を図る。

ウ. その他の施設

効率的な交通体系の構築を目指し、主要な鉄道駅を中心に、駅前広場、駐車場、自転車駐車場、自転車走行空間の整備等を推進し、公共交通の利便性向上を図る。

② 下水道等及び河川の都市計画の整備の方針

a. 基本方針

ア. 下水道等及び河川の整備の方針

都道府県構想に基づき、持続可能な生活排水対策に取り組む。下水道区域については、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため用途地域外の一定規模の集落についても区域として定めるなどして、下水道の普及を進めるとともに、老朽化した施設の改築更新、下水道施設の耐震化及び耐水化、雨水幹線・雨水調整池及び排水機場等の整備を行う。また、効率的で持続可能な事業運営を推進するための広域化・共同化、脱炭素社会の構築を目指した省エネ・創エネ、バイオマス利活用による資源循環の取組みを進める。

一級河川については、適正な維持管理、災害時の迅速な対応及び水防活動等への協力等に 努めるとともに、木曽川圏域河川整備計画を策定し、木曽川流域の未改修部分の河川整備を 推進し、治水能力の向上を図る。自然的環境が多く残されている河川では、特徴のある水辺 空間や現状を極力損なわないように配慮した河川整備を行う。さらに、市街地内の河川にお いても、護岸の緑化等による自然的な河川環境・景観を創出し、人々に安らぎと憩いの場を 与える河川の環境整備に努める。

治水対策に加え、河川流域全体の関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策 「流域治水プロジェクト」により、ハード・ソフト一体となった事前防災対策に取り組む。

【木曽福島都市計画区域】

木曽川流域の水環境の保全と生活環境整備を目的とし、農業集落排水事業上条地区、公共 下水道福島地域などが供用開始され、整備充実を図っている。また、居住が散在している地 域では、町村設置型浄化槽整備推進事業を実施していることで水質汚濁は改善しつつある。

イ. 整備水準の目標

1) 下水道

下水道の整備水準の目標は次のとおりとする。

- ・公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、流域別下水道整備総合計画に 基づき、下水道の整備を進める。
- ・安定した下水道機能を確保するため、ストックマネジメント計画に基づき、老朽化 施設の計画的な改築更新を行う。
- ・地震による被害を防止するため、終末処理場等の重要施設や重要な幹線等における 耐震化を行う。
- ・洪水及び内水による被害を軽減するため、計画降雨及び照査降雨における下水道施 設の耐水化を行う。
- ・局地的豪雨や都市化により雨水が短時間に流れ出す、いわゆる都市型水害に対応するため、下水道法事業計画に基づき、雨水幹線・雨水調整池及び排水機場等の整備を行う。また、気候変動による水害の頻発化・激甚化に対応するため、グリーンインフラの持つ防災機能の活用や各戸雨水貯留施設設置の普及促進を図る。
- ・人口減少、施設の老朽化、担い手減少等の問題を解決するために、ハード・ソフト 両面において広域化・共同化を検討する。
- ・脱炭素社会の構築を目指し、終末処理場における省エネ運転、改築更新時の省エネ 機器導入などの対策を行う。
- ・持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想等に基づき、下水汚泥の利活 用に取り組む。

2) 浄化槽等

人口減少の影響等を踏まえ、汚水処理システムの最適化を行った結果、集合処理ではなく浄化槽のような個別処理が適する場合は、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、定められた水質基準及び構造基準を満たした浄化槽等の設置を促進する。設置後は、管理者に対し、浄化槽法に基づく保守点検、法定検査、清掃の徹底を図る。また、既存の農業集落排水施設は、下水道への統合や広域的・一体的な管理等により、効率的な管理運営を図る。

3) 河川

河川の整備水準の目標は次のとおりとする。

- ・河川整備は、これまでの河川改修、水害発生、河川利用の状況や河川環境の保全に配慮し、第4次長野県環境基本計画等との整合を図り、関連する他事業との整合が取れた河川整備を行う。
- ・沿川の人口、資産の集積状況、現況の流下能力、災害の発生状況などを考慮し、治水 対策の緊急性の高い河川について、洪水による災害の発生の防止又は軽減を図る。
- ・河川敷や堤防天端等は、沿川住民や自治体と連携を図りながら適正利用に努める。
- ・ 渇水時に流水が不足し、河川環境の悪化等が懸念される河川は、正常な機能の維持に 必要な流量確保を行う。
- ・河川改修では、多自然川づくりを基本とし、河川や周辺の自然環境を考慮し、河川環境の保全を図る。また、河川愛護団体の活動を支援し、住民参加による河川環境の保全を推進する。
- ・今後老朽化の進行が見込まれる河川管理施設については、計画的かつ効果的な維持管理や更新を行う。

b. 主要な施設の配置の方針

ア. 下水道等

本圏域には、既成市街地及びその周辺を中心とした区域に公共下水道や農業集落排水事業の区域があり、それぞれ事業計画に示された配置に基づき整備を進める。公共下水道や農業集落排水施設による集合処理が適さない区域では、合併処理浄化槽の普及を図る。また、既存の農業集落排水施設は、下水道への統合の可否を検討する。

下水道施設の維持管理について、長寿命化対策を含めた計画的な改築を行う。

イ. 河川

本圏域には、木曽川水系に属する木曽川等の河川があり、木曽川圏域河川整備計画を策定し、計画的な河川整備を推進する。

河川の改修と併せて、洪水が発生した場合の被害を最小限に留めるため、想定し得る最大 規模の降雨による洪水浸水想定区域等の公表、雨量や河川水位等の情報提供を行う。

c. 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備または着手することを予定する主な施設等は、次のとおりとする。

【下水道】

都市計画区域	名称
木曽福島	(汚水) ・木曽町公共下水道木曽福島処理区 ・木曽町公共関連特定環境保全公共下水道黒川中部処理区
上松	(汚水) ・上松町公共下水道上松処理区

【河川】

都市計画区域	名称
木曽福島	木曽川
上松	

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a. 基本方針

ごみ処理施設等は、地域住民等の合意形成のもとで環境負荷の低減に配慮されるとともに、土地利用や基盤整備に関する都市計画との整合が図られた適切な整備、維持及び管理を促進する。

b. 主要な施設の配置の方針

ア. ごみ処理施設

木曽広域連合と連携し、木曽町、上松町を含む6町村に係る可燃ごみを処理するため、木 曽クリーンセンターは新ごみ処理施設に移行した。今後はこれらの施設を運用しながら、計 画的な施設の維持、管理を行う。

(3) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本圏域は、木曽御嶽山や中央アルプスへと続く急峻な山林地帯に囲まれるとともに、圏域を南北方向に流れる木曽川等、豊かな自然環境、優れた自然景観を形成しており、市街地の環境保全に大きな役割を果たしている。また、これらの豊かな山林を生かして、林業等の森林と生活が結びついた文化が培われてきた。

このように恵まれた自然環境をかけがえのない資源として後世に引き継ぐため、これらの自然環境について生物多様性、土砂災害防止、快適環境形成等の多面的機能の保全を図るとともに、特に市街地においては、自然と共生する住みやすい市街地の形成に寄与するグリーンインフラとして活用する取組の推進により、都市と自然との調和のとれた個性豊かな都市づくりを進める。

a. 緑地の確保目標水準

各都市計画区域の整備水準の目標は、次のとおりとする。

都市計画区域	水準			
	現在の緑を減少させないことを目標とし、農地等を除いた公共緑地とそ			
木曽福島	の他の緑地の合計とする。			
	【緑地確保目標量】 用途地域:約 42.7ha			
	現在の緑を維持して減少させないことを目標とし、農地等を除いた公共			
上松	緑地とその他緑地の合計とする。			
	【緑地確保目標量】 用途地域:約 26.1ha			

b. 都市公園等の施設として整備する緑地の目標水準

本圏域の都市計画公園は、1箇所(面積1.97ha)が都市計画決定されており、令和4年3月現在、1箇所(面積1.97ha)が開設済みとなっている。また都市計画決定されていない公園は2箇所(面積2.30ha)である。都市公園全体では3箇所(面積4.27ha)が開設されており、一人当たりの公園面積は6.10㎡/人となっている。長野県都市公園条例においては住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準が10㎡/人以上と定められている。本圏域では条例で定める標準を目標とし、一人あたりの公園面積の増加を図る。

なお、今後の人口減少社会において一人当たりの公園面積は更に増加することとなるが、 それと同時に一人当たり維持管理コストの増加なども懸念されることから、将来人口を見据 え計画的に都市公園の保全に努める。

都市計画区域	水準
	【都市計画区域内人口一人あたり面積】
木曽福島	令和4年3月末:5.75 ㎡/人
	目標:10 ㎡/人以上(長野県都市公園条例の標準)
	【都市計画区域内人口一人あたり面積】
上松	令和4年3月末:6.57 ㎡/人
	目標:10 ㎡/人以上(長野県都市公園条例の標準)

② 主要な緑地の配置の方針

a. 環境保全系統の配置方針

本圏域の大部分を占める広大な森林には、多様な動植物が棲息する場であり、この貴重な自然資源を保全し、生物多様性を図る。また、地域の歴史、文化的な風土を構成する市街地周辺の緑地や木曽川周辺の水辺環境について、保全と育成を図る。

b. レクリエーション系統の配置方針

身近なレクリエーション施設である既存公園の適正な維持管理及び、土地利用形態に合わせた都市公園等の整備を図り、子供の遊び場、高齢者をはじめとした住民の身近な運動及び休養の場を確保する。

c. 防災系統の配置方針

地震及び火災時の避難地として、公園の活用を図るとともに、河川緑地等の大規模な緑地にも避難地としての機能を持たせ、その整備と保全を図る。

都市的災害を含めた総合防災の観点から、避難地、避難路を確保するための防災機能を有する公園・広場、地域防災センターなどの整備を図る。

d. 景観系統の配置方針

本圏域内の景観の特徴である木曽川の河川景観、中央アルプス・御嶽山系に代表される山地 景観、また、旧中山道宿場町の歴史的な街並みの景観など、多様な景観資源の育成・保全を行いながら、地域の景観資源を活かした緑地空間の創出に努める。

【木曽福島都市計画区域】

地域の景観を特徴づける区域内外の山林の保全・育成を図る。

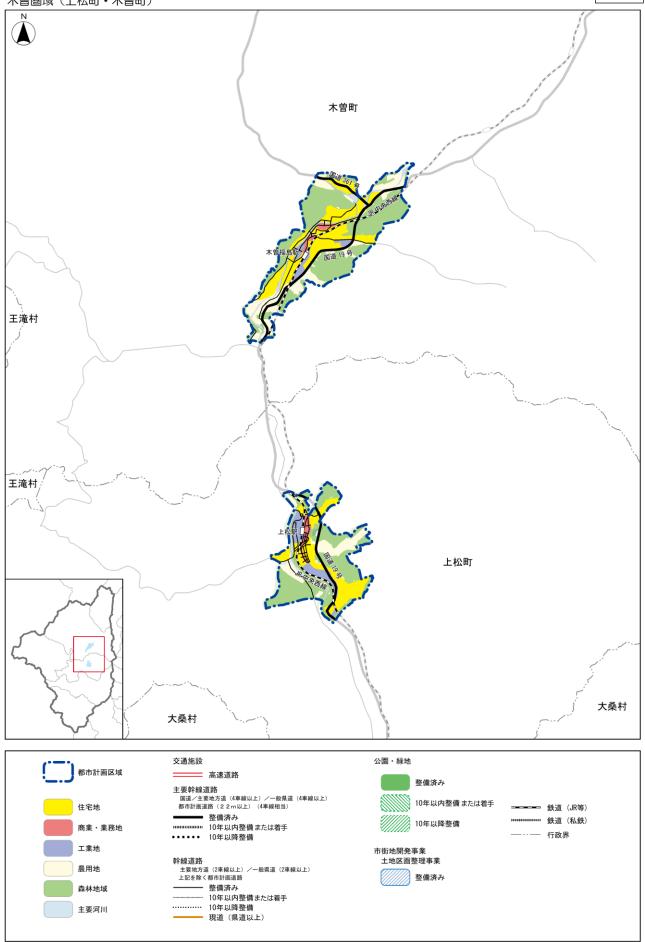
「日本で最も美しい村」連合自治体の価値と認知度のさらなる向上に努め、他自治体のモデルとなるような木曽町全体での美しいまちづくりを推進することで、観光や定住の促進、企業誘致などに役立てる。そのため景観行政団体への移行を検討するとともに、広域的な連携を図り、景観保全に努める。

【上松都市計画区域】

町内にあるしだれ桜、リュウキュウツツジ、桂、黒松といった町指定天然記念物の樹木と、町の周囲に山岳から続く森林による豊かな自然は、町内に数多く点在する近代化遺産となる得る建造物や橋とともに上松の景観を特徴づけている。街中にたたずむ景観要素としての樹木や、町の借景としての森林景観の保全に努める。

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

平地部が極端に少ない本区域では、区域内における法制度を利用した緑地の配置は困難であるが、周囲の豊かな山林や身近な屋敷林、段丘崖の緑地帯等貴重な緑を引き続き保全育成する。



変更理由書

1 変更の経緯

今回変更する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(通称:都市計画区域マスタープラン」は、平成12年都市計画法改正によりすべての都市計画区域毎に定めることになったため、木曽圏域においては、木曽福島、上松都市計画区域ごとに平成16年5月に都市計画決定し、その後第1回の変更を平成25年3月に行ってきました。

なお、既決定の都市計画区域マスタープランについては、都市施設などの整備 目標の目標年次とした平成32年を経過していることから、今回見直しを行うこ ととしました。

都市計画区域名	当初	最終	都市計画	整備、開発及	
	区域指定	区域指定	区域面積	び保全の方針	
木曽福島	昭 25.6.9	昭 43.12.28	577ha	平 25. 3. 28	
上松	昭 14.6.14	昭 43.9.14	450ha	平 25. 3. 28	

(表) 各都市計画区域の決定状況

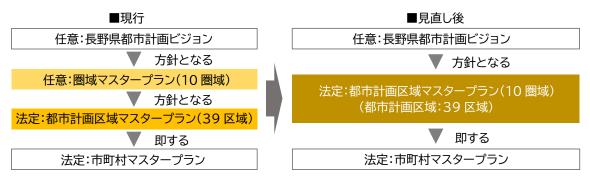
2 変更する背景

本県の都市計画区域が実態の県民生活・行動圏域からすると狭域であること や広大な県土をもつ長野県が持続的な発展をするためには都市と農村、山村が 共生しあうことが必要と考え、任意計画として長期的視野に立ち、県土又は圏域(生活圏に近い10圏域)全体を見据え、生活の場としての都市圏全体の都市計画(都市づくり)に関する理念や目標像を定めた「長野県都市計画ビジョン」と「圏域マスタープラン」を都市計画区域マスタープランの上位計画と定めました

その後、「長野県都市計画ビジョン」は20年後を見据えて策定したものの、 策定後10年以上を経過し、その間に都市づくりに大きな影響を及ぼす事象(東 日本大震災、市町村合併の進展、総人口の減少など)や世界共通の持続可能な 開発目標(SDGs)などを踏まえて平成31年3月に必要な改訂を行いました。

この中で、本ビジョンが目標に掲げる圏域や圏域間のより広域的な連携による都市づくりが必要不可欠であり、このためには県民の実質的な生活圏を法定計画に定める必要があること、また、県が広域的課題の調整を強化するうえで、国の技術的な助言である「都市計画運用指針」において、複数の都市計画区域

で広域マスタープランを策定し、共通する部分と各都市計画区域のみに関する部分を明確に区分した構成とするなどの方向性が示されていることから、今回、「都市計画ビジョン」の方針を踏まえ、既計画である「圏域マスタープラン」の理念や将来像を継承し、複数の都市計画区域で一体の都市計画区域マスタープランとする方針とし、今回変更するものです。



【長野県における都市計画の計画体系】

3 木曽圏域マスタープランの概要

木曽圏域では、森林に囲まれた豊かな自然環境のもと、旧中山道宿場町として発展した宿場町独自の歴史的、文化的な資源が残されているほか、温泉や別荘地など滞在型の施設も多く点在しているため、豊かな森林や歴史・文化資源を守りつつ、生活に必要な基盤施設整備を推進する必要があります。

また、木曽川流域内の住民・市町村同士が、河川軸により上流域に向かって派生的につながり互いに影響し合う領域への意識を高め、水と緑を基軸に有機的な連携を深めることによって、流域の文化・景観を継承・育成できる都市づくりを目指す必要があります。

こうしたことから、木曽圏域が抱える課題への対応や今後あるべき都市のすがたに対しての方針を定め、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設等についておおむねの配置、規模等を示し、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、圏域単位とする「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を策定するものです。

都市計画の策定の経緯の概要

木曽圏域(木曽福島、上松都市計画) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

事項	時	期	備考
地元説明会	令和4年12月10日	(土)	申込なしにつき中止
関東地方整備局長事前協議	令和4年12月23日	(金)	
市町村意見聴取	令和5年1月23日	(月)	
(都市計画法第18条第1項)			
公聴会開催の公告	令和5年1月12日	(木)	県報、町広報誌、県ホームペ ージ
公聴会	令和5年2月4日	(土)	公述人なしにつき中止
(都市計画法第16条第1項)			
関東地方整備局長事前協議回答	令和5年2月7日	(火)	
計画案の公告	令和5年2月16日	(木)	県報、町広報誌、県ホームペ
(都市計画法第17条第1項)			ージ
計画案の縦覧	令和5年2月17日	(金) ~	意見書提出なし
(都市計画法第17条第1項)	3月2日	(木) まで 14日間	
市町村意見聴取回答	令和5年2月2日	(木)	上松町
	令和5年2月9日	(木)	木曽町
長野県都市計画審議会	令和5年3月27日	(月)	
(都市計画法第18条第1項)			
国土交通大臣協議	令和5年4月上旬		(以下予定)
(都市計画法第18条第3項)			
国土交通大臣協議回答	令和5年5月中旬		
決定告示	令和5年5月下旬		
(都市計画法第20条第1項)			
			I

木曽圏域(木曽福島・上松都市計画)都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

~ おおむね20年間のまちづくりの目標 ~

水・緑・人、うるおい、やすらぎ、にぎわいを演出するみどりの交流・創造フィールド ~活力あふれる源流域の郷づくり~

計画書 P1-2

都市づくりの目標

計画書 P2-3

目標1 隣接圏域との結びつきを活かしつつ、生き 生きとした活動を支えるまちづくり

- 本圏域は、山間部の木曽川を中心とした限られた土地に旧中 山道、一般国道19号、JR中央本線が整備され、その周辺に 市街地が形成されている。その中で、特に木曽福島駅や上松 駅周辺を中心に圏域の中心的な役割を担う都市機能が集積 しており、その機能の維持、充実を図る。
- 圏域全体の人口は、県全体に比べて高い水準で少子高齢化が進む見込みであり、持続可能なまちづくりの実現にむけて、それぞれの拠点の都市機能を維持、充実を図るとともに、圏域外との交通アクセスの利便性の向上、拠点とその周辺地域を結ぶ公共交通及び道路交通のネットワークを維持、強化する。

目標2 森林・林業、木材加工業の復興に 向けた基盤施設の維持、充実

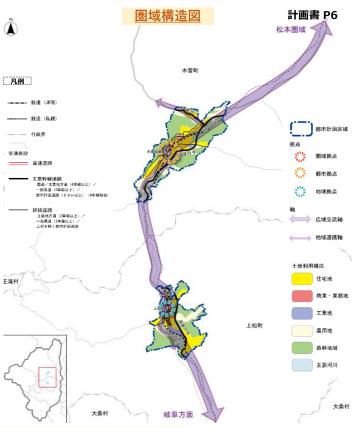
森林や林業・木工関係教育機関等の集積を活かして、人材の育成と定着、林業振興等を行い、これらと連携して、工場の操業や物流を支える基盤施設の維持、充実を図るとともに、圏域内の雇用を確保するための産業の育成に向けて、必要となる都市機能の誘導を図る。

本圏域の拠点及び軸を次のとおり設定する。

計画書 P4-5



(道路:長野県広域道路交通計画(令和3年3月)広域道路ネットワーク計画の路線)



区域区分の決定の有無

木胃福島都市計画区域

県下同一基準による定量的な評価により「計画的な市街地整備の必要性」は高いものの、「市街地外への宅地の拡散抑制の必要性」「市街地拡大の可能性」は低いことから、区域区分の必要性は低い。また、知事認定による景観育成住民協定地区など、地域の自主的な取り組みが行われており、急激かつ無秩序な市街化の促進は進展しないものと考えられる。

よって、区域区分は行わないものとする。

県下同一基準による定量的な評価により「計画的な市街地整備の必要性」は高いものの、「市街地外への宅地の拡散抑制の必要性」「市街地拡大の可能性」は低いこから、区域区分の必要性は低い。また、知事認定による景観育成住民協定地区など、地域の自主的な取り組みが行われており、急激かつ無秩序な市街化の促進は進展しないものと考えられる。

計画書 P7-8

よって、区域区分行わないものとする。

目標年次

_ 都市計画の基本的な方向:令和22年

都市施設などの整備目標: 令和12年(中間年令和7年)

目標3 木曽御嶽山や中央アルプスへと続く豊かな 山林地帯の保全と集落のコミュニティの維持

- 木曽御嶽山や中央アルプスへと続く急峻な山林地帯、圏域を 南北方向に流れる木曽川等の豊かな自然環境について生物多 様性、十砂災害防止等の多面的機能の保全を図る。
- 市街地の周辺に広がる優良農地を保全するとともに、集落地では安全で快適な生活環境を形成し、コミュニティの維持を図る。

目標4 災害に強いしなやかな圏域の形成

- 広く分布する斜面地における土砂災害や、木曽川等の沿川地域における洪水等の災害の恐れがあるため、インフラの整備の他、災害のリスクや避難に関する周知や貯留施設の普及等の流域治水プロジェクト、長野県流域治水推進計画を推進することにより、災害に強い市街地を目指す。
- 防災減災機能など多様な効果が期待できるグリーンインフラの 導入を積極的に検討する。

目標5 生活・産業・観光を支える交通体系の強化

- 生活路線や観光誘客、災害時の迂回路等多くの機能をもつ木 曽川右岸道路やリニア中央新幹線の開通を見据えた一般国 道361号伊那木曽連絡道路(姥神峠道路(延伸))の整 備を推進していく。
- 交通渋滞の緩和や環境負荷低減のため、JR中央本線及びバスの利便性を高める。また、生活や通院、観光二次交通として欠かせない地域公共バスの広域運行化や利便性の向上等を推進する。

本圏域の都市計画区域におけるおおむねの将来人口を次のとおり想定する。

	平成27年 (基準年)		令和 (目標	
	木曽福島	上松	木曽福島	上松
都市計画 区域内人口	5.1	3.3	おおむね 4.5	おおむね 3.0
즈	千人	千人	千人	千人

※平成27年(基準年)の都市計画区域内人口は、「都市計画基礎調査」又は「国勢調査」による 統計値。令和12年隔の都市計画区域内人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によ る行政区域将来人口から、回帰式による都市計画 区域外人口を減じ算定

主要な都市計画の決定の方針

土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

計画書 P9-10

- 商業業務系ゾーンは、圏域構造で位置付けた拠点及び軸を中心に配置し、既存の施設の周辺に集約することにより、商業業務機能の維持、充実を図る。
- 工業系流通ゾーンは、木曽福島駅及び上松駅周辺、一般国道19号の沿道等に配置し、既存工業 集積地は、今後も引き続き、工場・事業所の維持を図る。居住環境と隣接する場合は、環境保全に 配慮した土地利用や施設配置に留意するなどし、周辺環境との調和を図る。
- 住宅系ゾーンは、周囲の自然環境、歴史的、伝統的な町並みに調和する落ち着いた安らぎのある生活環境の保全・形成を図る。

【木曽福島都市計画区域】【上松都市計画区域】

- 過去の大火から防災上の観点を踏まえ、都市施設の整備や木造老朽住宅をはじめとする建築物等の耐震化・不燃化等を進める。
- 土砂災害のおそれのある区域について、危険周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、 建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。
- 本圏域では、豊かな森林・河川等の自然資源が良好な景観を生み出しており、標高差2,400m に及ぶ地形と森林や渓流は、生物にとっても貴重な自然資源であることから、「生物多様性ながの県戦略」に基づき、生物多様性に配慮した自然環境の保全を行う。
- 空き家・空き地などの低未利用地を有効活用しながら、市街地への移住・定住を推進するとともに、歴史ある街並み景観に調和した形態、規模の誘導に向けた都市計画手法等を検討する。

2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

計画書 P11-14

- 都市計画の目標に掲げた圏域間を結ぶ広域交流軸及び圏域内の都市間を結ぶ地域連携軸、その他主要幹線道路や幹線道路等の整備を推進することで、交通ネットワークの強化を図る。
- 公共交通機関の再編や利用促進を図り、鉄道駅周辺の圏域拠点等を中心に、歩いて暮らせるまちづくりか観光まちづくりの実現を目指す。

【おおむね10年以内に整備または着手することを予定する主な施設(道路)】 -

3 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

計画書 P15-16

- 木曽御嶽山や中央アルプスへと続く急峻な山林地帯に囲まれるとともに、圏域を南北方向に流れる木曽川等、豊かな自然環境、優れた自然景観を形成しており、市街地の環境保全に大きな役割を果たしている。また、これらの豊かな山林を生かして、林業等の森林と生活が結びついた文化が培われており、このような恵まれた自然環境の保全を図る。
- 市街地においては、自然と共生する住みやすい市街地の形成に寄与するグリーンインフラとして活用する取組の推進により、都市と自然との調和のとれた個性豊かな都市づくりを進める。

【おおむね10年以内に整備または着手することを予定する公園等の公共空地】 -

